

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月25日

【発行者名】 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 島崎 亮平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ ノースタワー

【事務連絡者氏名】 入山 小枝子

【電話番号】 03-6377-2882

【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券に係るファ
ンドの名称】 NC ドリーム 九州アジアファンド

【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券の金額】 1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年9月9日付をもって提出した有価証券届出書（平成29年3月10日付及び平成29年6月23日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書にて訂正。）において、繰上償還に伴う記載事項の一部に訂正事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**（7）【申込期間】****<訂正前>**

2016年9月10日から2017年9月9日まで

ただし、ルクセンブルクの銀行休業日または香港証券取引所の休業日と同一日の場合には、お申込みの受け付けは行いません。

当ファンドの継続申込期間は2017年9月9日までとさせていただきますでしたが、2017年8月21日付で繰上償還を行う予定のもと、「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第25条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、2017年6月23日（公告日）から開始致します。2017年6月23日現在、繰上償還の成否は未定ですが、2017年6月23日から2017年7月24日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えず、繰上償還が決定した場合、申込期間は2017年7月25日までとします。詳しくは委託会社または販売会社にお問合わせください。

<訂正後>

2016年9月10日から2017年7月25日まで

ただし、ルクセンブルクの銀行休業日または香港証券取引所の休業日と同一日の場合には、お申込みの受け付けは行いません。

当ファンドの継続申込期間は2017年9月9日までとさせていただきますでしたが、2017年8月21日付で繰上償還を行う予定のもと、「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第25条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、2017年6月23日（公告日）から開始致しました。2017年6月23日から2017年7月24日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えず繰上償還が決定したため、申込期間は2017年7月25日までとします。詳しくは委託会社または販売会社にお問合わせください。

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（2）【ファンドの沿革】****<訂正前>**

2004年6月24日 信託約款締結、当ファンドの設定、運用開始

<訂正後>

2004年6月24日 信託約款締結、当ファンドの設定、運用開始

2017年8月21日 信託終了（繰上償還）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

当ファンドは2017年8月21日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、2017年6月23日（公告日）から開始致します。2017年6月23日現在、繰上償還の成否は未定ですが、2017年6月23日から2017年7月24日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えず、繰上償還が決定した場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社または販売会社にお問合わせください。

<訂正後>

（略）

当ファンドは2017年8月21日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、2017年6月23日（公告日）から開始致しました。2017年6月23日から2017年7月24日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えず繰上償還が決定したため、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社または販売会社にお問合わせください。

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

原則として無期限とします。

ただし、受益権の口数が5億口を下回るようになった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

当ファンドの信託期間は無期限とさせていただいておりましたが、2017年8月21日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、2017年6月23日（公告日）から開始致します。2017年6月23日現在、繰上償還の成否は未定ですが、2017年6月23日から2017年7月24日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えず、繰上償還が決定した場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、2017年8月21日に信託を終了（繰上償還）する予定です。詳しくは委託会社または販売会社にお問合わせください。

<訂正後>

当ファンドの信託期間は無期限とさせていただいておりましたが、2017年8月21日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、2017年6月23日（公告日）から開始致しました。2017年6月23日から2017年7月24日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えず繰上償還が決定したため、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、2017年8月21日に信託を終了（繰上償還）致します。詳しくは委託会社または販売会社にお問合わせください。